

山梨県有機農業推進計画

令和3年3月
山梨県農政部

目次

はじめに

第1 有機農業の推進目標

- 1 有機農業の拡大
- 2 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 3 有機農業に対する消費者の理解の増進と県産品に対する需要喚起
- 4 有機農産物の販路拡大
- 5 有機農業の推進体制の強化

第2 有機農業の推進施策

- 1 有機農業者等の支援
- 2 有機農業に関する技術の体系化と普及
- 3 有機農業に対する消費者・実需者の理解の増進

第3 有機農業の推進体制

- 1 県段階における推進体制の整備
- 2 地域段階における推進体制の整備

はじめに

近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献するものとされています。

このような中、平成18年12月に我が国における有機農業の確立と発展を目的とする「有機農業の推進に関する法律」(以下「有機農業推進法」という。)が施行され、有機農業推進法に基づき平成19年4月に策定された「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「有機農業基本方針」という。)が、令和2年4月に見直されました。

この新たな「有機農業基本方針」では、国は、農業者とその他の関係者が消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとしております。

本県では「有機農業推進法」及び「有機農業基本方針」に基づいて、平成20年に「山梨県有機農業推進計画」(以下「県推進計画」という。)を策定し、平成24年からは「やまなし有機の郷づくり推進事業」により、有機農業の推進を図ってきました。

この県推進計画により、本県有機農業の推進母体である「やまなし有機農業連絡会議」では、生産者相互の交流や消費者に対して有機農業の啓発を図る取組を進め、有機農業の新規就農者が地域に定着しています。

さらに、試験研究機関では、有機栽培に関する試験研究の実施、普及機関では、試験研究の成果を現地ほ場で実証し地域への普及に取り組み、有機農業の生産が拡大しています。

今回「有機農業基本方針」が見直されたこと、また、県の農業基本計画が令和元年12月に策定されたことを受け、「県推進計画」について見直します。

この「県推進計画」は、「有機農業推進法」に定める基本理念に即し、有機農業の推進に関する施策についての基本となるものであり、就農希望者及び農業者が容易に有機農業に取り組み、また、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、有機農業者、農業団体、行政等、関係者が一体となった推進体制を充実する中で、有機農業に関する技術の体系化と普及や有機農業に対する消費者の理解の増進など、有機農業の一層の拡大を図るための施策を推進するものです。

なお、この「県推進計画」の計画期間は、国の「有機農業基本方針」の計画期間に即し、10年間(2030年)とし、必要に応じ見直しを行います。

第1 有機農業の推進目標

1 有機農業の拡大

本県においては、新たに有機農業に取り組もうとする新規就農希望者や有機農産物に対する需要の増加が見込まれることから、今後も有機農業の拡大を図ることとし、有機農業の取組面積を、204ha（令和元年度）から、5年間で約230ha（令和5年度）まで拡大することを目標とします。

2 有機農業に関する技術の体系化と普及

有機農業については、基本的な技術についての体系化が進んでいますが、病害虫等による品質や収量の低下が起りやすいこと、除草作業などに多くの労力がかかることなどの課題を抱え、安定した技術体系が確立されていない状況にあります。

このため、研究機関を中心に、本県の気象条件や地理的条件に適応した有機栽培の事例調査や果樹では環境負荷の低減に向けた栽培の検討を更に進めるとともに、野菜などでは安定的な品質・収量を確保できるよう地域で実践されている技術を適切に組み合わせることにより、有機農業の技術体系の確立を目指します。

また、有機農業者等に対して効果的な支援ができるよう、農業革新支援専門員や普及指導員を対象とした研修会の開催による資質向上や、有機農業者との情報交換などにより有機農業に関する普及指導の強化を図るとともに、国際水準の有機農業の認証制度とされる有機JAS制度について、農業者に指導及び助言を行うことができる指導員の育成に努めます。

3 有機農業に対する消費者の理解の増進と県産品に対する需要喚起

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、消費者の多くは、有機農業により生産される農産物を「安全・安心」、「健康によい」とのイメージを抱いているものの、有機農業は農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を大幅に低減するものであり、更に生物多様性の保全に資する農業の形態であるということへの理解は、十分とはいえない状況にあります。

このため、有機農業が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とする環境と調和の取れた農業であること、また、有機農業で生産される農産物について、各種イベントでの啓発活動やインターネットなどを活用した情報提供を通じて、消費者の理解の増進と県産有機農産物及びそれを原料とする加工品に対する需要の喚起を図ります。

4 有機農産物の販路拡大

有機農業の更なる生産拡大を図るためには、多様な販売先を確保して所得の安定と向上につなげ、有機農業者の経営安定を図る必要があります。

このため、有機農業者と学校給食関係者や量販店等の実需者とのマッチングを図るための機会を提供するなど、販路拡大に向けた支援を行います。

5 有機農業の推進体制の強化

有機農業を推進し、その取組の拡大を図るためには、生産、流通・販売、消費、行政等の各分野の関係者が相互に連携・協力した体制のもとで、有機農業者等への支援を行うことが重要です。

このため、県段階では、県推進計画に基づき、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体をはじめ、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政、教育機関等で構成する推進体制の強化を図ります。

第2 有機農業の推進施策

1 有機農業者等の支援

- 有機農業に取り組もうとする就農希望者が円滑に就農できるよう地域普及センターと県就農支援センターが連携し相談活動を実施し、就農に向け、各種研修制度や研修先の紹介を行うとともに、就農が具体化した者には就農計画の策定や就農支援資金の活用、営農計画・経営等についての指導を行います。
- 専門学校山梨県立農業大学校では、有機農業の実践的な技術習得を支援するため、有機農業を目指す学生や就農希望者に対して、有機農業コース、就農トレーニング塾など有機農業に関するカリキュラムによる実践的な研修教育を実施します。
- 有機農業の普及啓発及び生産振興を目的として有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体等で構成される「やまなし有機農業連絡会議」の活動を支援するとともに、有機農業の新規就農者、有機農業者グループなどに対する技術習得の指導や関係者相互の情報交換等の取組を促進します。

- 有機農業の取組に必要な技術の導入を促進するため、たい肥の生産や 施用に必要な共同利用機械、育苗ハウスなどの共同利用施設等の整備を支援します。
- 有機農業への就農希望者及び規模拡大を目指す者などに対し、農地中間管理事業による農地集積や圃場整備事業などを活用し、有機農業ほ場の団地化を推進するなど、有機農業者の農地確保、規模拡大を支援します。
- 有機農業者に対し、環境保全型農業直接支払交付金制度の活用による直接支援を市町村とともにを行います。
- 消費者が手軽に有機農産物を購入できるよう県産有機農産物の流通や販路の拡大を図るため、有機農業者が共同で行う量販店での販売コーナーの設置、実需者等のニーズに応えた共同出荷体制の整備を支援するとともに、企業や関係団体が開催する有機農業者等と流通・販売業者との商談会への参加を促進します。

2 有機農業に関する技術の体系化と普及

- 本県の気象条件や地理的条件に適応した有機農業の技術体系を確立するため、総合農業技術センターなどの研究機関において、有機農業者が実践している様々な技術や国などの試験研究機関、民間団体が開発した技術を組み合わせた作型や栽培方法などの農家ニーズに応じた研究実証に取り組みます。
- 総合農業技術センターなどの研究機関において実証された研究成果を普及するため、試験研究成果発表会やホームページなどを活用して、成果情報を発信します。
- 地域普及センターでは、総合農業技術センターなどの研究機関の研究成果をもとに、有機農業者や農業団体等と連携・協力して、現地に実証展示ほを設置するなどし、技術検討会を開催する中で、新たな有機農業の技術体系を地域へ普及します。

- 有機農業者等に対して効果的な指導や助言ができるよう革新支援専門員及び普及指導員やJ A営農指導員を対象に、有機農業の知識や技術を習得させるための研修を実施するとともに、国や民間団体が行う研修に革新支援専門員及び普及指導員を派遣し、専門担当者を育成するなど、有機農業に関する普及指導体制の充実を図ります。

3 有機農業に対する消費者・実需者の理解の増進

- 消費者や農業者等を対象として有機農業に関する講演会や事例発表会の開催、県ホームページなどの各種広報媒体を活用した情報提供や県政出張講座による広報活動を行い、有機農業に対する理解を促進します。
- 有機農産物について消費者の理解促進を図るには、消費者に適切な情報を提供することが必要であることから、有機農業者や流通・販売業者に対しJ A S法に基づく有機農産物の日本農林規格や特別栽培農産物に係る表示ガイドラインによる表示などの制度を活用し、適正な表示を行うよう普及啓発に努めます。
- 各種イベントでの有機農業を紹介するパネル展示や啓発資料の配布などの消費者に対する普及啓発活動による消費者の理解と関心を高める取組を支援します。
- 有機農業者と消費者の相互理解を増進するため、食育、地産地消、農業体験学習等の活動など、児童、生徒や都市住民等と有機農業者が互いに理解を深める取組を支援します。
- 有機農産物の販路拡大を図るため、有機農業者と学校給食関係者や県内量販店等の実需者との意見交換会の開催やマッチングの場の提供等を行います。

第3 有機農業の推進体制

1 県段階における推進体制の整備

- 有機農業の普及・拡大を進めるため、有機農業者や有機農業の推進に取り組む団体、流通・販売業者、消費者団体、農業団体、行政等で構成する「山梨県有機農業推進会議」による、県推進計画に基づく施策の推進や地域段階の取組を支援します。

2 地域段階における推進体制の整備

- 地域の実情に即した有機農業の推進を図るため、市町村における有機農業の推進方針、推進方策等を示した推進計画の策定を促進するとともに、市町村や農業団体、農務事務所等が一体となって有機農業者等への支援を行います。

山梨県有機農業推進計画 地域別の推進目標

1. 中北地域

(1) 現況

中北地域は、本県の中央部から北西部に位置し、北杜市など八ヶ岳南麓地域などにおいては、冷涼な気候と長い日照時間により、病害虫のリスクが軽減できる立地条件を活かし、有機農業が盛んに取り込まれ、県下の有機農業栽培面積の約91%が中北地域となっています。

北杜市内の有機農業者は新規就農者が多く、現在では共同出荷グループの組織化や法人化が行われ、県内外の生協や量販店、飲食店等に販路を開拓するとともに、農作業体験を通じた消費者との交流、勉強会の開催による栽培技術向上に取り組んでいます。

また、JA梨北では、オーガニック部会が設立され、新規就農者の販路確保や情報交換などのネットワークづくりに取り組んでいます。

本地域において有機農業を推進するためには、新規就農者の栽培技術の向上支援や経営相談を通じ、生産の安定と地域への定着を図るとともに、生産流通体制の整備、消費者との交流や有機農産物の地産地消の推進、援農や食農体験による有機農業に対する消費者の理解醸成などに一層取り組む必要があります。

(2) 目標

有機農業者が多い北杜市を中心に、有機農業の栽培技術について、展示は設置による現地実証や成果を情報提供し、生産の安定等を図ります。

また、新規就農者や規模拡大を図る法人等に対しては、農地中間管理事業を活用した農地確保を推進し、さらに、市町と連携し、環境保全型農業

直接支払事業の活用を進め、多様な販路確保に向け、有機農業者の共同出荷組織の育成や流通体制整備に向けた補助事業の活用及び有機 JAS 認証などを支援し、有機農業の拡大を図ります。

栽培面積約 188ha→目標 208ha（令和 5 年度）

（法人等の規模拡大 年 6ha×5 年間=30ha

新規就農者の経営開始 年 5 名×0.5ha×5 年間=12.5ha）

2. 峡東地域

(1) 現況

峡東地域は、甲府盆地の東部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園、御坂山系に囲まれ、本県を代表する果樹産地を形成しており、モモ、ブドウは日本一の生産量を誇っています。

有機農業については、冷涼な気候である標高が高い地域において取り組まれており、栽培面積比率は県下の約 5%程度ですが、地域に点在している有機農業者の安定生産に向けた取組が必要となっています。

(2) 目標

本地域は、標高の高い中山間地において、直売所などへの出荷向けの果菜、葉菜類を中心とする多品目野菜の栽培適地であり、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業として有機農業の促進を図ります。

また、有機農業者の経営の安定を図るため、栽培技術の向上や販路拡大に必要な共同出荷等の体制づくりを進め、栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積約 7ha→目標約 10ha（令和 5 年度）

（現在栽培者の規模拡大 2ha、新規取組者 1ha）

3. 峡南地域

(1) 現況

峡南地域は、甲府盆地の南部から静岡県境に及ぶ一帯に位置し、御坂山系及び赤石山系前衛の山岳に囲まれ、笛吹川と釜無川が合流して形成される富士川とその支流に沿岸に農地が開けています。

本地域は、温暖な気候を活かした茶の栽培や冬期の軟弱野菜の栽培をはじめ、生産量は少ないものの、大塚にんじん、あけぼの大豆等、伝統的な農産物やこだわりの農産物が数多く生産されています。

有機農業は、市川三郷町、富士川町の山間部において取り組まれており、栽培面積は県下の約3%程度で、温暖な気候や生物多様性を生かした有機農業への取り組みが必要です。

(2) 目標

本地域は、温暖な気候を活かした冬期の葉菜類を中心とした露地野菜の有機栽培の適地であり、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業を取り入れるため有機農業の促進を図ります。また、当地域の有機農業者は点在しており、地域内はもとより、他地域の農業者との連携などを進め、新たな生産者の確保、直売所での販路確保等にも務め、栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積 約3ha→目標 約6ha（令和5年度）

（現在栽培者の規模拡大 約1ha、新規就農者、転換者約1ha）

4. 富士・東部地域

(1) 現況

富士・東部地域は、急峻で狭小な農地が多い中山間地域で、大消費地に近い立地条件や夏季の冷涼な気候・清涼な湧水等の自然条件に恵まれ、高原野菜をはじめ、花きや酪農など特色ある農業が行われています。

また、世界文化遺産に登録された富士山や富士五湖、多摩源流等の恵まれた自然をはじめ、地域が守ってきた伝統・文化など豊富な観光資源を有し、国内外から多くの観光客が訪れています。また、道の駅などにおける地元農産物の直売や観光農園の開設等、地域において観光農業が活発に展開されています。

有機農業については、冷涼な気候の地域や直売所などでの販売が盛んな地域において取り組まれており、栽培面積比率は県下の5%程度で、地域の特性を活かした観光農業や都市交流と有機農業を組み合わせ環境に配慮した農業の展開が必要です。

(2) 目標

本地域は、冷涼な気候を活かした夏場の葉菜類（レタス、キャベツ等）を中心とした露地野菜の有機栽培の適地であり、立地条件を活かし、慣行栽培の農業者と地域や関係団体との協力体制を整備するとともに、自然環境の保全に資する農業を取り入れるため有機農業の促進を図ります。

直売施設等も多く整備されており、地場販売を一層促進します。当地

域の有機農業者は点在しており、地域内はもとより、他地域の農業者との連携などを進め栽培面積の拡大を目指します。

栽培面積 約 6 ha→目標 約 10 ha (令和 5 年度)

(現在栽培者の規模拡大 約 2 ha、新規就農者、転換者 2 ha)